

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法

本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

2. 見積徴取を行う事項

(1) 工事名称

静岡地方合同庁舎H30エレベーター主ロープ等交換工事

(2) 工事場所

静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎

(3) 工事概要

エレベーター（2台）の主ロープ及びガバナロープの交換

(4) 工事期間

契約締結の日 から 平成31年3月29日 まで

(5) 本件に係る仕様書の配布期限

平成30年10月23日 (火曜日) 17時00分 まで

(6) 見積書受領期限

平成30年10月26日 (金曜日) 17時00分 まで

〔提出方法については郵送若しくは持参とするが、郵送による場合は担当者及び連絡先を明記のうえ、上記の日までに必着とし、郵送方法は「簡易書留郵便」とすること。〕

(7) 見積合せの日時

平成30年10月29日 (月曜日) 9時30分

〔見積合せへの立会は不要とする。〕

3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

(1) 平成29・30年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分

『機械器具設置工事』 の A～C等級

に格付けされており、責任をもって工事を完了することができる者。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。

(5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

(6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は工事に關し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(7) 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み

問い合わせ先

東海財務局静岡財務事務所総務課
〒 4 2 0 - 8 6 3 6 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
電話054-251-4321

受付場所:

同上

見積書の提出を希望する者は、上記2.(5)までに受付場所に「等級決定通知書」又は「登録通知書」の写しを提出し、本件に係る仕様書を受領しなければならない。

なお、郵送による「等級決定通知書」又は「登録通知書」の写しの提出及び郵送による仕様書の配布を希望する場合は、上記受付場所まで「簡易書留郵便」にて「等級決定通知書」又は「登録通知書」を提出すること。なお、205円切手を貼付した角形20号返信用封筒(宛先を記載すること。)を同封すること。

また、上記2.(6)までに受付場所に見積書及び「指名停止等に関する申出書」、「誓約書」及び「役員等名簿」を提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

5. 契約保証金

免除する。

6. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7. 見積書の記載金額

契約相手方の決定にあつては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った価格の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

9. 契約書の作成

契約の締結にあつては、契約書を作成するものとする。

10. その他

- (1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.(5)までに認定を受けなければならない。
- (2) 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

平成30年10月5日

静岡地方合同庁舎管理庁
分任支出負担行為担当官
東海財務局静岡財務事務所長 山崎正晴